

京都市告示第296号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年9月13日

京都市長 門川大作

道路の種類                   市道  
 供用開始の期日           告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂経146号線	北区上賀茂六段田町35番地の2地先内	旧	メートル 14.30	メートル 0.50
		新	5.90	1.45
上賀茂経147号線	北区上賀茂六段田町40番地の1地先から 同町42番地地先まで	旧	83.80	0.80 ~ 1.00
		新	84.60	3.39 ~ 6.40
上賀茂経148号線	北区上賀茂六段田町28番地の1地先から 同町13番地地先まで	旧	140.00	0.50 ~ 1.30
		新	138.50	3.40 ~ 6.42
粟田経18号線	東山区進之町596番地の4地先から 同区高畑町601番地地先まで	旧	30.10	3.25 ~ 4.25
		新	30.10	3.23 ~ 6.26

有濟経3号線	東山区高畑町601番地地先から 同町607番地地先まで	旧	37.90	2.80 ~ 3.05
		新	37.90	6.02 ~ 6.23
松尾松室緯 13号線	西京区松室田中町18番地の3地先から 同町18番地の1地先まで	旧	28.20	2.50 ~ 4.90
		新	28.20	2.70 ~ 7.30
松尾松室緯 15号線	西京区松室田中町15番地地先から 同町18番地の3地先まで	旧	16.40	2.35 ~ 3.10
		新	16.40	2.80 ~ 4.01

(建設局土木管理部道路明示課)